

(傍線部分は改正部分)

改正後

(講習科目の受講の一部免除)

第四条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一 第一条第一号、第三号及び第五号に掲げる者	(略)
二 (略)	(略)
(略)	(略)
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	(略)

(地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例)

第五条 (略)

2 4 (略)

5 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)(に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり

改正前

(講習科目の受講の一部免除)

第四条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一 第一条第一号、第三号及び第六号に掲げる者	(略)
二 (略)	(略)
(略)	(略)
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	(略)

(地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例)

第五条 (略)

2 4 (略)

5 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)(に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

表略  
の

表略